

土岐市地域包括支援センターの職員等に係る基準等を定める条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

NO.	ご 意 見	市 の 考 え 方
1	地域支援事業について意見を述べさせていただきます。 介護を本当に家族だけで行うことは難しいところが多すぎると思います。要介護認定を受けていない高齢者に対しても対象としていただきたい。要介護を受けていなくても生活機能に問題がある方は大変多くいらっしゃると思います。予防事業として主治医等との連携が行えれば、認知症はもとより高齢者うつ病への対策が早く行え、要支援・要介護の方を少なくできるのではないのでしょうか。 このような事を行う場合、地域に密な関係が必要になると思います。地域包括センターを人口でなく例えば学区毎に設置し予防事業も行えればと考えます。人員の問題があるかもしれませんが、高齢者の方はまだ増えていくのではないのでしょうか。近くで講演会とかパンフレットを配布してアンケートとかあれば、認知症にかかっている高齢者の方が早期に病院等へ行く機会にもなると思います。ただし、地元であれば周りの皆へ認知症ということが知れてしまう事へのこだわりはあると思います。 最初にも書きましたが家族介護だけでは難しい問題が多く、家族支援も含めて支援センターが中心となり皆で見守ることができる街になるよう考えていただきたいと思います。	地域包括支援センターでは、介護予防事業として要介護認定を受けていない方への各種講座等を実施しているところではありますが、開催する地区等もよく考えてご意見を生かせればと考えております。 今回の条例（案）において、職員に係る基準については「従うべき基準」として挙げさせていただいております。現在、地域包括支援センターは市直営により1箇所の設置をしており、今後の運営方針を検討していくうえでの参考にさせていただきます。